

災害救助に必要な米穀の調達に関する協定書

高知県知事 [] (以下「甲」という。)と西内 株式会社 代表取締役社長 [] (以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他の大規模な災害(武力攻撃事態及び緊急対処事態における災害を含む。)が発生した場合における米穀(以下「災害救助用米穀」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害救助用米穀の確保を図る必要があると認めるときは、乙の保有する白米の調達を要請するものとする。

2 甲が別途調達した災害救助用米穀がとう精の必要があると認めるときは、乙にとう精を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、災害救助用米穀の調達及びとう精について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。その際乙は、可能な限り甲の要請に応じ、被災者のための白米の供給に努めることとする。

(調達要請の方法)

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(米穀の引取)

第4条 災害救助用米穀の引渡場所は、乙が所有する施設の中から甲が指定することとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達した災害救助用米穀を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

3 引渡場所からの災害救助用米穀の運搬は、原則として甲が行うものとする。

(支払の方法)

第5条 災害救助用米穀の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

2 乙は、災害救助用米穀納入後、甲に対して代金を請求することとする。

3 甲は、乙により請求された代金と、その内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

(協議事項)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成18年9月29日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、乙が廃業したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年9月29日

甲 高知県知事 []

乙 西内 株式会社 代表取締役社長 []